

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令案」について（説明要旨）

本政令案は、関連する諸費用の変動を勘案し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うものであります。

（参考） 本政令案の概要

1 内容

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額を0.7%引き下げることとする。

		平成25年10月以降の額
医療手当	月8日以上入院又は月3日以上通院及び同一月の入通院	35,300円
	月8日未満入院又は月3日未満通院	33,300円
障害年金	(1級)	2,680,800円
	(2級)	2,144,400円
障害児養育年金	(1級)	838,800円
	(2級)	670,800円
遺族年金		2,344,800円
遺族一時金		7,034,400円

2 施行期日

平成25年10月1日

13. 9. 20

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うこと。(本則関係)

二 この政令は、平成二十五年十月一日から施行するものとする。 (附則関係)

政令第 号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万五千六百円」を「三万五千三百円」に改め、同項第二号中「三万三千六百円」を「三万三千三百円」に改め、同項第三号中「三万五千六百円」を「三万五千三百円」に改め、同項第四号中「三万三千六百円」を「三万三千三百円」に改め、同条第二項中「三万五千六百円」を「三万五千三百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百七十万円」を「二百六十八万八千八百円」に改め、同項第二号中「二百十六万円」を「二百十四万四千四百円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十四万四千八百円」を「八十三万八千八百円」に改め、同項第二号中「六十七

万五千六百円」を「六十七万八千円」に改める。

第十条第五項中「二百三十六万六千円」を「二百三十四万四千八百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百八万四千八百円」を「七百三万四千四百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十五年九月以前の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月三十日以前の死亡に係る同法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。

理由

関連する諸費用の変動を勘案し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当、障害年金及び遺族年金等の額の改定を行う必要があるからである。

改 正 案	現 行
<p>（医療手当の額等）</p> <p>第五条 法第十六条第一項第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万五千三百円</u></p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万三千三百円</u></p> <p>三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万五千三百円</u></p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万三千三百円</u></p> <p>2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万五千三百円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>（医療手当の額等）</p> <p>第五条 法第十六条第一項第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万五千六百円</u></p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万三千六百円</u></p> <p>三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万五千六百円</u></p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万三千六百円</u></p> <p>2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万五千六百円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>

(障害年金の額)

第七条 法第十六条第一項第二号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 別表に定める一級の障害の状態にある者 二百六十八万八千八百円
- 二 別表に定める二級の障害の状態にある者 二百十四万四千四百円

2 (略)

(障害児養育年金の額等)

第九条 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 別表に定める一級の障害の状態にある者を養育する者 八十三万八千八百円
- 二 別表に定める二級の障害の状態にある者を養育する者 六十七万八千八百円

2 (略)

(遺族年金)

第十条 (略)

2、3、4 (略)

5 遺族年金の額は、二百三十四万四千八百円とする。

(障害年金の額)

第七条 法第十六条第一項第二号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 別表に定める一級の障害の状態にある者 二百七十万円
- 二 別表に定める二級の障害の状態にある者 二百十六万円

2 (略)

(障害児養育年金の額等)

第九条 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 別表に定める一級の障害の状態にある者を養育する者 八十四万四千八百円
- 二 別表に定める二級の障害の状態にある者を養育する者 六十七万五千六百円

2 (略)

(遺族年金)

第十条 (略)

2、3、4 (略)

5 遺族年金の額は、二百三十六万千六百円とする。

6
5
(略)

(遺族一時金)

第十一条 (略)

2 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 医薬品の副作用により死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当該胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百三万四千四百円

二 (略)

3
5
(略)

6
5
(略)

(遺族一時金)

第十一条 (略)

2 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 医薬品の副作用により死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当該胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百八万四千八百円

二 (略)

3
5
(略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

一	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）（抄）	1
二	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）（抄）	3

◎ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）（抄）

（業務の範囲）

第十五条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 医薬品の副作用による健康被害の救済に関する次に掲げる業務

イ 医薬品の副作用による疾病、障害又は死亡につき、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族一時金及び葬祭料の給付（以下「副作用救済給付」という。）を行うこと。

ロ 次条第一項第一号及び第二号に掲げる給付の支給を受ける者並びに同項第三号に掲げる給付の支給を受ける者に養育される同号に規定する十八歳未満の者について保健福祉事業を行うこと。

ハ 拠出金を徴収すること。

ニ イからハまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済に関する次に掲げる業務

イ 生物由来製品を介した感染等による疾病、障害又は死亡につき、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料の給付（以下「感染救済給付」という。）を行うこと。

ロ 第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる給付の支給を受ける者並びに同項第三号に掲げる給付の支給を受ける者に養育される同号に規定する十八歳未満の者について保健福祉事業を行うこと。

ハ 拠出金を徴収すること。

ニ イからハまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三〇六 （略）

2 （略）

(副作用救済給付)

第十六条 副作用救済給付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対して行うものとし、副作用救済給付を受けようとする者の請求に基づき、機構が支給を決定する。

- 一 医療費及び医療手当 医薬品の副作用による疾病について政令で定める程度の医療を受ける者
- 二 障害年金 医薬品の副作用により政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者
- 三 障害児養育年金 医薬品の副作用により政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者
- 四 遺族年金又は遺族一時金 医薬品の副作用により死亡した者の政令で定める遺族
- 五 葬祭料 医薬品の副作用により死亡した者の葬祭を行う者

2 副作用救済給付は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、行わない。

- 一 その者の医薬品の副作用による疾病、障害又は死亡が予防接種法の規定による予防接種を受けたことによるものである場合

二 その者の医薬品の副作用による疾病、障害又は死亡の原因となった許可医薬品について賠償の責任を有する者があることが明らかなる場合

三 その他厚生労働省令で定める場合

3 副作用救済給付の額、請求の期限、支給方法その他副作用救済給付に関し必要な事項は、政令で定める。

(感染救済給付)

第二十条 感染救済給付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対して行うものとし、感染救済給付を受けようとする者の請求に基づき、機構が支給を決定する。

- 一 医療費及び医療手当 生物由来製品を介した感染等による疾病について政令で定める程度の医療を受ける者
 - 二 障害年金 生物由来製品を介した感染等により政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者
 - 三 障害児養育年金 生物由来製品を介した感染等により政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者
 - 四 遺族年金又は遺族一時金 生物由来製品を介した感染等により死亡した者の政令で定める遺族
 - 五 葬祭料 生物由来製品を介した感染等により死亡した者の葬祭を行う者
- 2 第十六条第二項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、感染救済給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

◎ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）（抄）

（医療手当の額等）

第五条 法第十六条第一項第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 三万五千六百円
 - 二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 三万三千六百円
 - 三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 三万五千六百円
 - 四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 三万三千六百円
- 2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつ

ては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万五千六百円とする。

3 医療手当の支給の請求は、その請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から五年を経過したときは、することができない。

(障害年金の額)

第七条 法第十六条第一項第二号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 別表に定める一級の障害の状態にある者 二百七十万円
 - 二 別表に定める二級の障害の状態にある者 二百十六万円
- 2 障害年金の支給を受けている者の医薬品の副作用による障害の状態に変更があったため、新たに別表に定める他の等級に該当することとなった場合においては、新たに該当するに至った等級に応じて、その障害年金の額を改定する。

(障害児養育年金の額等)

第九条 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 別表に定める一級の障害の状態にある者を養育する者 八十四万四千八百円
- 二 別表に定める二級の障害の状態にある者を養育する者 六十七万五千六百円

2 (略)

(遺族年金)

第十条 (略)

2 3 4 (略)

5 遺族年金の額は、二百三十六万千六百円とする。

6 3 9 (略)

(遺族一時金)

第十一条 法第十六条第一項第四号の遺族一時金(以下「遺族一時金」という。)を受けることができる政令で定める遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、医薬品の副作用により死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

2 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 医薬品の副作用により死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族(当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当該胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。)がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百八万四千八百円

二 遺族年金を受けていた者が死亡した場合において、他に遺族年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該医薬品の副作用により死亡した者の死亡により支給された遺族年金の額の合計額が前号に定める額に満たないとき 同号に定める額から当該医薬品の副作用により死亡した者の死亡により支給された遺族年金の額の合計額を控除した額

3 3 5 (略)

(年金の支給期間及び支払期月等)

第十四条 障害年金、障害児養育年金及び遺族年金（以下「年金」という。）の支給は、その請求があつた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 年金は、毎年三月、六月、九月及び十二月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

3 年金の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその改定した額による年金を支給する。

4 年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われたときは、その支払われた年金の当該減額すべき部分であつた部分は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。

（感染救済給付に関する技術的読替え）

第二十一条 法第二十条第二項の規定により法第十六条第二項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定を準用する場合においては、これらの規定中「副作用救済給付」とあるのは「感染救済給付」と、「医薬品の副作用」とあるのは「生物由来製品を介した感染等」と、「許可医薬品」とあるのは「許可生物由来製品」と読み替えるものとする。

（感染救済給付への準用）

第二十二条 第三条から第十六条までの規定は、感染救済給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条及び第五条第一

第十六条第一項第一号

第二十条第一項第一号

項	(略)	第四條第四項、第五條第三項及び第十條第九項	項	(略)	することができない。
第五條第一項第一号及び第二項	前條第一項第一号	第五條第一項第一号及び第二項	項	(略)	することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
第五條第一項第三号	前條第一項第五号	第五條第一項第三号	項	(略)	第二十二條において準用する前條第一項第一号
第六條及び第七條第一項	第十六條第一項第二号	第六條及び第七條第一項	項	(略)	第二十二條において準用する前條第一項
第七條第二項、第十條第二項、第四項及び第九項、第十一條第二項第一号及び第二号並びに第十二條第一項	医薬品の副作用	第七條第二項、第十條第二項、第四項及び第九項、第十一條第二項第一号及び第二号並びに第十二條第一項	項	(略)	生物由来製品を介した感染等
第九條第一項	第十六條第一項第三号	第九條第一項	項	(略)	第二十條第一項第三号
第九條第二項	第七條第二項	第九條第二項	項	(略)	第二十二條において準用する第七條第二項
前條第一項	前條第一項	前條第一項	項	(略)	第二十二條において準用する前條第一項

<p>第十条第一項及び第十 一条第一項</p>	<p>第十六条第一項第四号</p>	<p>第二十条第一項第四号</p>
<p>第十一条第五項</p>	<p>医薬品の副作用 前条第六項</p>	<p>生物由来製品を介した感染等 第二十二條において準用する前条第六項</p>
<p>第十三条第一項</p>	<p>第十六条第一項第五号</p>	<p>第二十条第一項第五号</p>
<p>第十三条第二項</p>	<p>第十条第九項</p>	<p>第二十二條において準用する第十条第九 項</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>